平成２５年（フ）第１９８９号
札幌市豊平区西岡４条14丁目12番45号
債務者　國井　俊勇
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９９７号
札幌市東区北23条東１丁目９番１号　コーポラス及川105号
債務者　加藤　良典
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０３０号
札幌市東区北36条東２丁目５番７号　木屋ハイツ３号
債務者　藤田　康美
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０７５号
札幌市豊平区豊平４条２丁目２番１―406号
債務者　坂下　聡美（旧姓小森）
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０８０号
札幌市厚別区厚別中央５条３丁目４番16号　関ハイツ201号
債務者　岡本富司子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２４６号
札幌市手稲区前田３条３丁目２番５号
債務者　吹石　正恵
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０８号
群馬県藤岡市上日野52番地
債務者　塩原美寿々
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２１６号
群馬県高崎市中居町３丁目４番地12
債務者　林　　丕美
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第７５２号
大阪府藤井寺市藤ケ丘３丁目１番５号
債務者　松下　紫美
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７５９号
堺市堺区北清水町３丁５番４号
債務者　江副　教子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０３９号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地５号棟818号室
債務者　藤原奈津子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０９０号
堺市南区高倉台３丁２番１―506号
債務者　中口龍太郎
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１１２号
大阪府高石市取石５丁目７番45―401号
債務者　杉山　　徳
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
栃木県足利市毛野新町４丁目43番地　毛野第二団地1108―１、前住所栃木県足利市借宿町115番地17　コミュニティタワー浅間台203号
債務者　菊川　輝雄
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第８０号
熊本県八代市上片町1561番地１　トップタウン108号
債務者　草野　誠治
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月20日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１００４号
東京都立川市砂川町４丁目34番地の27サンドルフ118号
債務者　清水さゆり（旧姓永島）
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０１０号
東京都八王子市大横町11番12号メゾン・ド・ノア大横町110号
債務者　久野　隆右
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部